

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 30 年（2018 年）3 月 9 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

日興美装工業株式会社

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

別紙のとおり

3 管理を行わせる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 市営住宅及び共同施設の維持及び修繕に関する業務（市長が定めるものを除く。）
- (2) 前号に掲げる業務に付随する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

別表2 中央区、東区及び白石区

名 称	位 置	指定管理者
北 円 山 団 地	札幌市中央区北8条西26丁目	札幌市北区北19条西4丁目1番21号 日興美装工業株式会社 代表取締役 櫻井 和久
桑 園 北 団 地	札幌市中央区北21条西15丁目	
南 7 条 団 地	札幌市中央区南7条西14丁目	
シビックコート 苗 穂 駅 前	札幌市中央区北2条東12丁目	
北 栄 団 地	札幌市東区北31条東2丁目、北31条東3丁目、北32条東2丁目	
北 東 団 地	札幌市東区北20条東16丁目、北20条東17丁目、北21条東16丁目、北21条東17丁目	
美 香 保 団 地	札幌市東区北17条東10丁目、北17条東12丁目、北18条東10丁目、北18条東12丁目	
元 町 中 央 団 地	札幌市東区北24条東19丁目	
東 苗 穂 団 地	札幌市東区東苗穂1条3丁目	
苗 穂 団 地	札幌市東区北6条東19丁目	
札 苗 団 地	札幌市東区東苗穂7条2丁目	
伏 古 団 地	札幌市東区伏古3条3丁目、伏古3条4丁目、伏古6条5丁目	
光 星 団 地	札幌市東区北9条東7丁目、北10条東8丁目、北10条東9丁目、北11条東8丁目、北12条東7丁目、北12条東8丁目、北13条東8丁目	
東 新 道 団 地	札幌市東区北34条東28丁目	
丘 珠 団 地	札幌市東区伏古14条3丁目	
栄 町 団 地	札幌市東区北45条東12丁目	
開 成 団 地	札幌市東区北20条東22丁目、北22条東23丁目、伏古6条2丁目	
北 2 1 条 団 地	札幌市東区北21条東1丁目	
東 雁 来 団 地	札幌市東区東雁来12条4丁目	

メゾン・ド東麻生	札幌市東区北35条東1丁目
ジュネス38	札幌市東区北38条東12丁目
パレメゾン元町	札幌市東区北30条東18丁目
ライフステージN42	札幌市東区北42条東13丁目
グランドコート東苗穂	札幌市東区東苗穂5条2丁目
メゾン・エスポ ワールN37	札幌市東区北37条東29丁目
東札幌団地	札幌市白石区東札幌1条5丁目
白石中央団地	札幌市白石区本郷通1丁目北
南郷団地	札幌市白石区南郷通6丁目南
本郷団地	札幌市白石区本通10丁目南、本郷通 10丁目南、本郷通10丁目北
東川下団地	札幌市白石区川下1条6丁目、川下3 条5丁目
北郷団地	札幌市白石区北郷6条10丁目、北郷 7条10丁目
菊水上町団地	札幌市白石区菊水上町4条1丁目